

平成21年度 補正予算審査特別委員会 会議録

招 集 期 日	平成21年7月31日
招 集 場 所	厚岸町 議場
開催日時	開 会 平成21年7月31日 11時06分
	閉 会 平成21年7月31日 11時58分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	×	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由紀子	○
8	中 屋 敦	○			
以上の結果、出席委員14名 欠席議員1名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	松 澤 武 夫	議事係長	田 崎 剛
--------	---------	------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町長	若狭	靖
副町長	大沼	隆
総務課長補佐	木村	正
まちづくり推進課長	田辺	正保
町民課長	米内山	法敏
福祉課長	松見	弘文
産業振興課長	大崎	広也
建設課長	佐藤	雅寛
水道課長	常谷	智晴

(2)教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	須佐	祐吉
生涯学習課長	佐田	靖彦
体育振興課長	高根	行晴

1. 会議録署名議員 6番 佐齊議員 7番 安達議員

1. 会 期

7月31日の1日間

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成21年度補正予算審査特別委員会

●年長委員（高橋委員） ただいまより、平成21年度補正予算審査特別委員会を開会します。本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。これより本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

●12番（岩谷委員） 12番。

●年長委員（高橋委員） 12番。

●12番（岩谷委員） 年長委員の一任、お任せしたいと思います。

●年長委員（高橋委員） ただいま、年長委員一任の声がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●年長委員（高橋委員） ご異議なしと認めます。それでは私から、委員長には菊池委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●年長委員（高橋委員） ご異議なしと認めます。よって、委員長には菊池委員が互選されました。

●年長委員（高橋委員） 委員会を休憩します。

[休憩 午前11時07分]

[再開 午前11時08分]

●委員長（菊池委員） 委員会を再開します。これより副委員長の互選についてお諮りいたします。

●12番（岩谷委員） 12番。

●委員長（菊池委員） 12番、岩谷委員。

●12番（岩谷委員） 委員長指名において、決していただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） ただいま、委員長指名の声がありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。それでは委員長において副委員長には佐齊委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。よって副委員長には佐齊委員が互選されました。

●委員長（菊池委員） それでは議案第46号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算を議題として審査を進めてまいります。ここで委員長からお願いを申し上げます。議案第46号の審査においては、今回提出されました予算に計上されているものに限って、質疑をされますように、各項目においては、範囲が広がらないようにそれぞれご留意をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。4ページ、事項別明細書をお開き願います。6ページ、歳入から進めます。進め方は款、項、目によって進めてまいります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。3目衛生費国庫補助金。8目教育費国庫補助金、ございませんか。

16款、国庫支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金。

20款、1項1目繰越金。次ページ。

以上で歳入を終わります。

次に歳出に入ります。8ページから進めます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

11目財産管理費。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） フェリーの栈橋の撤去なんです、奔渡の方なんです。このフェリーの栈橋の撤去に関しては、前にも議会で何回か議論が出ておまして、その時の話を聞いていると、地域において撤去した方がいいのかそのままの方がいいのかというようなところでいろいろな話があったというふうに聞いています。今回、予算が計上されたということは、そのあたりは地域との話し合いといいますか、その方針が決まったというふうに当然理解するわけですが、その内容について簡単に説明をしてください。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。旧フェリー棧橋の撤去の、奔渡側の方でございますけれども、以前、議会等にも出されておりました、その中では流れ氷の問題がありまして、そのこの地区では撤去するべきかしないべきかという意見が分かれていたわけでございます。そうしたことで町も周辺の関係者に意見を聞いた中で、その対応を図ってまいりたいという答弁をしてきたという経緯がございます。そこで今年の1月27日、周辺漁業者24名、それから厚岸漁業協同組合の方5名、町からは7名が集まりまして、その中で協議をしたわけでございます。その中では橋脚部の突出部分、これは鋼管杭の部分になりますけれども、その部分だけを残し、桁部分といいますか、その横に這わせている鉄骨の部分でございますけれども、その部分は撤去していただきたいと。それで流れ氷も防げるし地域の方もそれが一番いいということでまとまった次第であります。それを踏まえて今回、補正をあげた次第でございます。

●13番（室崎委員） 結構です。

●委員長（菊池委員） いいですか、他にございませんか。11目。なければ進みます。12目車両管理費。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今回のこの公用車の、4台ということなんですが、何に使う車が4台購入されるのですか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。今回購入する公用車でございますけれども、何に使うのかということでございますが、まず、1台は保健介護課の方で管理する車、8人乗りワゴン車を1台購入します。これは地域の健診、それから介護予防教室等、町民の送迎、こういったもので使われる車でございます。それからもう1台、同じく8人乗りワゴン車。これは建設課で一括管理している公用車、8人乗りのワゴン車がございまして、これが老朽化しまして今回更新をするものであります。これは多人数での移動、荷物をかなり多く積めるものですから、荷物が多い場合の移動、そういったものに使われるものでございます。この他ライトバンが1台。これについては、通常の職員の移動のために使われるものでございます。それと乗用車1台。これも同様に職員の移動等に使われるものでございます。以上が4台でございます。

●10番（谷口委員） いいです。

●委員長（菊池委員） いいですか、他にございませんか。なければ次に進みます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。2項児童福祉費、4目児童福祉施設費。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設費。3項水産業費、1目水産業総務費。ございませんか。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今回のこの雇用創出なんですが、臨時職員の賃金といふうになっていますけれども、この内容について説明してください。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。今回、雇用対策という形の中で直接雇用をいたしまして、いわゆる失業者対策と申しましょうか、雇用の場の創出を図るという内容でございまして、業務の内容につきましては、一般事務が2人でございます。これを6ヶ月間ということでございます。それから専門職、看護師免許を持っている方ということで、これは1名を2ヵ月間でございます。それと作業員が3名6ヵ月間ということで、合わせて6名分の賃金、その他共済費等を見込ませていただいております。内容でございしますが、一般事務につきましては町民課の窓口業務を主といたしまして、字名改正であるとか戸籍等の調製などこういった業務にあたるという部分の業務。それから、これは課を跨ぎますけれども、それぞれの台帳の整理であるとか、こういったような積み残しの業務にあたっていただくということで、一般事務2名の配備をしております。それから専門職の1名でございますけれども、これは災害要援護者のいわゆるデータ化、情報を収集するために訪問をする、該当者を訪問するという業務にあたっていただくということを考えております。それから作業員ですが、これは一般的な側溝の清掃であるとか、それから保育所等々をはじめとする町の施設、これらを自ら手をかけて補修していく。たとえば塗装であるとか軽微な補修であるとかこういったような作業。これは厚岸町全体の施設でありますけれども、こういった作業に従事していただく。さらには公営住宅の内部の補修にあたっていただくというような形の中で3名を雇用したいという内容のものであります。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 緊急雇用の創出ということになると思うんですが。こういう事業をやる場合に、町中の声としてよく出てくるんですけども、急に町だとか関連するところで臨時、短期の職員等の採用を見ていると、どうもこの、ついこの間まで役場にいたような人、あるいはそれに関連するところで働いていた人がそういう職務に、また、どういうわけか採用されてあったているんだよなというような声がよく聞かれるんですよ。そういうことを考えると今回はそういうことがないのか、いろいろやってみたけれども、結果的に旧役場職員等がまたそういう仕事をやっているというようなことになるのと、今の雇用創出の事業とはちょっと趣旨が違ってくるようなことになるようなことは、この事業ではありえないというふうに思っているのかどうなのか、その辺についてもう一度、特に一般事務の方についてはお伺いをしたいと思います。何か専門性もありそうな気がして、ちょっと私としてはどうなのかなと思いますので、お伺いをいたします。それから看護師等の仕事をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。あと、作業員についてはだいたい内容がわかりましたのでよろしいです。

●委員長（菊池委員） 町づくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。基本的に雇用促進するという意図で、通常一般事務の場合ですと、事前に登録制と言う形をとっていただいて、短期のものに対応しているのが実態ですが、これは全て一般公募、この期間限定の中で一般公募をした中で実施をしたいというふうに考えてございます。一般事務も作業員もそうでございます。それから専門職についても一般公募で行いたいというふうになってございます。その結果としまして特に専門性のある中で、どうしても人材を確保しなければなりませんので、そういうような配慮といたしまししょうか、人材の確保という問題もありますけれども、基本的には一般公募の中で行いたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。それから専門職の中身につきましては、保健介護課長の方からお答えをしたいと思います。

●委員長（菊池委員） 保険介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 看護師1名の雇用につきましては、先ほどまちづくり推進課長の方からお話がありましたように、高齢者情報の蓄積ということを目的としまして、主たる目的としましては、災害時の要援護者の方々の、いわゆる地域と情報を共有できない情報、介護情報でありますとか障害情報でありますとか、医療情報でありますとかというものを中心に高齢者台帳を作成するにあたっての、情報として集めていきたいという作業内容で、事務内容でございます。そういう意味でどうしても専門職としての知見が必要だということでの事業展開としております。

●委員長（菊池委員） いいですか、他にございませんか。次、進みます。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

●12番（岩谷委員） 12番。

●委員長（菊池委員） 12番、岩谷委員。

●12番（岩谷委員） あれですね、ここに住の江通りの交差点の整備事業が計上されているわけですが、これにあわせて道路の拡張の地権者とお話しがどういうふうになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。この住の江町通り交差点整備事業につきましては、お手元の方に、46号説明資料に事業個所図を明示しております。その中で場所を確認していただきたいと思いますが、住の江集会所の向かい側の目の前の交差点でございまして、これにつきましては用地等の交渉等につきましてはございません。そのまま工事を進めていけるというものでございます。ご理解願いたいと思います。

●12番（岩谷委員） 12番。

●委員長（菊池委員） 12番、岩谷委員。

●12番（岩谷委員） すみません。ちょっと勘違いしました。確か、住の江通りの、確か拡張についての道路の地権者とお話しがどういうふうになっているか、まず、お聞かせ願いたいと思うんですが、ただ、これにつきましては、住の江通りが大変、雨の時期が今年は特に多いと。雨水が溜まってあれですね、交通が交差して、一時ストップをしなければならぬような状態で大変なあれですね、道路ということで、ちょっとそういうお話しがございました。大変、たとえば学校時とやら、出勤時にあれですね、水溜りでもって大変というお話しを聞いたので。おそらくあそこの整備事業をやったあとの整備になるのかなというのはわかるんですが、それまでの間をどうするのか、これについて1点目お聞かせ願いたいと思います。それから2点目としまして、大変町内の確かあれですね、雨水柵か排水柵か、たとえばあれですね、田畑さんの道路のところの三角道路に2ヵ所と。それからトミー美容室ありますよね、松葉町の玉川さんの隣のトミー美容室。あそこのあれですね、確か下水柵か何かあるんですが、大変昔のその排水柵については、四角いコンクリでその上に目皿か何か乗っているんですが、コンクリの部分は下がらない、下がってはいないんですけども、あれですね、はたり、要するに道路がだんだん低くなって行って、段差がひどいんですよ。それで田畑さんの横通りのあれでね、

三角道路については、建設課の方へお話しをして、すぐ補修をしてもらった経過がございます。でもちょっと見たところ見ればね、かなりの段差が激しいということで、一応やはり、子どもたちの自転車の乗り降り、それから高齢者のやはり歩道ですね、ここを歩く部分でもって、かなり危険性があるというお話しが聞いておりました。それと今のトミーさんの前の片側がかなり段差がありまして、躓いてもあれですし、大変危険な状態ですので、それらについてどういうふうにするのかお伺いしたいと思います。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。まず、住の江町通りの関係でございますけれども、現在作業を進めております住の江町通り整備事業に関するご質問だと考えます。この住の江町通り整備事業でございますけれども、これは地域の要望それから議会の方からの意見を受けまして、平成15年度から事業を着手してきているところであります。この区間の中で現在も路面の劣化それから凹凸が著しいところもございまして、早々の工事の完成が望まれるところであります。しかしながらこれは皆様方もご存じだと思いますけれども、支障物件が残ってございまして、今も地域の方と協力いただきながら交渉を試みているところではございますが、まだ時間がかかる状況でございます。こうしたこともございまして今年の工事において、今、質問者がおっしゃいました区間だと私も認識しておりますけれども、約50mの区間、幅が2 m50程度の幅がございまして、この区間が非常に凹凸が著しくなっているといったところで、まだ、改良舗装工事にかかるまでは時間がかかる。今年ではまだいかないということでございますので、その中で対応を図っていきたいというふうに考えてございまして、今年の工事の中で対応を図っていきたいというふうに考えてございます。それから松葉町通りの旧トミー美容室さんの横に段差ができていますということで、この辺、私も先日情報をいただきまして、現場等を確認させていただきました。その中ではコンクリートの柵の部分、コンクリートの蓋が載っている柵の部分については、少し段差が生じていると。周りがアスファルト舗装ではなくて未改良の砂利となっております、その中は砂利を補給しながら対応を図っていきたいというふうに考えているところでありますので、早急に実施したいというふうに思っております。

●12番（岩谷委員） 12番。

●委員長（菊池委員） 12番委員さんにちょっと申し上げます。冒頭説明しておりましたが、審査におきましては、今回提出されました予算に計上されているものに限って質疑をされますようお願いいたします。その辺のご配慮をお願いしたいと思います。

●12番（岩谷委員） 12番。

●委員長（菊池委員） 12番、岩谷委員。

●12番（岩谷委員） それじゃあ、あれですね、住の江通りにつきましては、今年の今年度の工事において配慮するという言い方ですね。なるべく早めにあれですね、施工していただきたいと思います。それとやはり危険な個所においては、事故があつてからでは遅いですよ。確か本州の方でもこういうあれですね、たとえば穴があいたところでもって、車の事故とやら何がありまして、何千万という賠償金のそういう問題がね、新聞、テレビ等に載ったことがあります。やはり今の歩道ですね、松葉町通りの。あれの歩道についても大変、高齢者が躓いた時には本当に危険な個所だよ。早急にこれらの、確かに幹線道路については、大変厚岸町の場合は整備が進んでいます。ですけどやはりそういうところが、目の届かないところが、もう少し巡回して気をつけながらあれですね、整備していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、住の江町通りの整備事業でございますけれども、今年については、改良舗装をやるというのではなくて、一時的な処置、平坦にするといったことの対応を図っていきたいということでございますので、ご理解願ひたいと思います。それから町道の凹凸、柵の残さ等。こうしたものを私たちが事故が起きないように日頃から町道の巡回パトロール、こういったものをしてございます。町道は約311.4kmでございます。394路線ございまして、これを月に、定期的に巡回パトロールをしています。しかしながら巡回時に発見できないこともございますし、巡回後に異常となる場合もございます。現実的に24時間常に道路を監視することは非常に難しい状況ではございます。そうしたことから町民の方の通報も、やはり大切な情報であるというふうに私どもは思っております。情報をいただきましたら即、現場に出向き対応を図るといったことを、日頃から職場の中でも話し合ひまして意思統一を図っているところであります。こうしたことで安全安心の道路の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（菊池委員） いいですか、他にございせんか。1目。次に進みます。2目道路新設改良費。5項公園費、1目公園管理費。6項住宅費、2目住宅管理費。ございせんか。7款土木費。22ページにいきます。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費。24ページ。9款教育費、2項小学校費、2目学校管理費。3項中学校費、2目学校管理費。5項社会教育費、3目公民館運営費、6目情報館運営費。6項保健体育費、2目社会体育費。ございせんか。

●委員長（菊池委員） 以上で歳出を終わります。総体的にございせんか。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今回資料をお願いして出していただいたんですが、前年度の事業と今年度の事業、それぞれ表にして提示されたんですが、それで21年度の交付事業なんですが、今回全部で1億6,273万5千円の事業費を予算化されているんですけども、まだ、

この交付限度額が1億1千万円程度あるのではないのかなど、留保されているものがあると思うんですが、今後の見通しについて どういうものを考えておられるのか、そしてこれが実際予算化され執行されるのはどのように考えているのか、そのあたりを説明していただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。本日、お配りしました資料の4ページでございますけれども、その上の方にこの経済危機対策臨時交付金の充当と交付限度額、2億7,396万円ということで、これは厚岸町に交付予定の限度額でございます。これに対しまして、今おっしゃられた通りの1億6,200万円ほどの事業費ということでございまして、残りは1億1千万何某という金額が留保という形になってございます。これの使い道のお尋ねでありますけれども、一番大きな事業としては戸籍台帳の電子データ化というものがございます。これに相当の事業費を要するというもので、現在管内の市町村と共に共同で得れるのかどうかという部分も含め、共同というのは一括発注、そういったものが進められるのかという部分も合わせて調整を行っているという状況でございまして、これが非常に大きな1億程度の事業費を要するというものでございまして、この状況を見ながら、最終的にはこの交付金充当事業の取りまとめというのが、秋になります。それに向かって調整を図ってまいりたいと、その調整後に当然予算を提案し上程を申し上げたいと考えているところです。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） そうすると結果的にこの戸籍台帳の電子データ化というか、こちらに1億円程度かかってしまうということになると、ほとんど交付金は1千数百万円になってしまうのかなというふうに思うんですけれども、この電子データ化は交付金事業にふさわしいものなのかどうか。あるいは今の、何でも電子データに変わってきているわけですよ。そうするとこれは別の事業というかきちんと対応していくべきものなのではないのかなど。何といたしましたって、やらなくてもいい事業をやってひとり一人にカードを渡した事業は、何といたしましたっけ。住基カードか。ああいう事業は国が無理やりやらせておいて、そしてさっぱり、あれがあって非常に助かりましたというのはほとんど聞いたことがないんですけども。戸籍台帳の電子データ化は、逆に国が上げてきちんと間違いなくやっていたらかなければ困る事業ではないのかなというふうに考えるんですよね。そうするとこれが、もし違う事業でできるとすれば、1億円の事業がさらに厚岸町の雇用創出や新しい産業の振興に役立つ事業に振り向けていくことができるのではないのかなど。町民はある意味、そちらを期待しているのではないのかなというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

●町民課長（米内山課長）

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えいたします。戸籍の電子化の件でございますけれども、ご質問者おっしゃるとおりこの戸籍の事務につきましては、国の法定受託事務ということでございます。その中で戸籍の電子化も進められてきております。この戸籍の電子化につきましては、平成6年に戸籍法の一部が改正されまして、電子情報処理組織による戸籍事務の取り扱いに関する特例というものが設けられまして、電子化ができるということで法が改正されました。平成8年に全国で初めて戸籍の電算化が進んでまいりました。その後平成14年に戸籍法施行規則が改正されまして戸籍事務の電算化は、市町村の実現すべき努力義務ということで規定されております。そのことによりまして国は平成15年度までは戸籍の電算化に係る費用の半分を補助金として負担してまいりました。平成16年度からは地方交付税による一般財源化というふうになってございます。そのような中で進んできておりました全国では、今現在、1,950市区町村中約80%が既に終わっております。ただ、北海道につきましては、遅れておりました、189市区町村中約33%程度の実施率ということになり、また、さらに釧路地方法務局管内、ここは北網、十勝、釧根が範囲でございますが、この中では46市町村中11ということで実施率は30%に満たない24%ということになっております。この中で実は我々も平成13年度から検討はしてまいりましたけれども、最終的にネックになるのは財源の問題であります。この財源は先ほど言いましたような地方交付税の一般財源で実質的に年に約200万円程度ぐらいにしかありません。ほとんどが一般財源ということになってきます。その中でずっとこの財源の問題がありまして遅れてきたのが大きな要因であります。しかしながら現在の戸籍事務の状況を見ますと、今、町が保管管理しております現在戸籍、それから除籍、これらは全て紙の戸籍用紙に手書きする。それから現在はタイプライターによって戸籍事項が記載されております。これが明治31年から昭和51年までは直接、戸籍簿、除籍簿を一般に公開しておりました。そのような関係もございまして、繰り返し抄本、謄本ということでコピーをしてまいります。その中では、かなり磨滅といいますか摩耗といいますか、そういうことで損傷を受けている戸籍がございまして。これは法によりまして「おそれ再生」ということで再生はしてきていますが、実は今やっておりますタイプライターにおきましても、もう既に生産が中止になっておりました、今後このタイプライターの製造も見込めない。この中でできないということになれば全てこれからは手書きによる旧式なやり方になっていかざるを得ないという状況でございまして。それと実は先ほど言いましたように全国では相当数進んでおります。80%を超えております。管内の町村も同じような問題を抱えまして、いずれやらなければならないという中で、やはり財源がどこの町村も問題になっているところで、今回の交付金について、できるものであればこの中でやりたいということで現在まで協議を進めて、今現在検討をしているところであります。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 私としてはちょっと納得はいかないんですけれども、やはりこの現在の緊急の経済危機対応あるいは生活をどう守るか。雇用をどうしていくのかということを見ると、今回の交付金の趣旨目的とはちょっとかけ離れた内容ではないのかなというふうに私は思います。ただ、それがどういうふうに計画されてくるのかわかりませんが、本来の目的に沿ったものにしていただきたいし、どうしてもこの戸籍台帳の電子化データ化については、これはある意味国も相当責任を持って進めていただかなければ困ることではないのかなと。方針は出すけれども国の方は微々たる交付税で何かやっているような顔をされたのではちょっと困るというふうに私は思うんですよね。そういう点から慎重に考えた対応をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●副町長（大沼副町長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 戸籍の電算化につきまして、この交付金を充当することはいかなものかという趣旨でのご質問かと思いますが、私どももこの財源をどういうふうにも有効に活用するかということ、今、担当課長の方から説明をさせていただいたとおり、知恵を絞ってまいりました。ただ、この電算化というものは国の方からも強く求められておりまして、しからばその財源を国がきちっとすべきではないのかというような話も実はさせていただいてまいりました。町長のところに法務局から職員の方が見えられた時にも、ちょっと変じゃないかという話も実はさせていただいております。しかしながら、この平成14年から市町村の努力義務というものを課せられてきて、さらには平成15年までは二分の一の補助があったと、それ以降は補助の道というのは無くなって、一般財源化してそれぞれの市町村に交付されているのだから、その中でやりくりをなささいというような話をしておりますけれども、内情を調べたら年間200万円程度の交付税に算入している程度であったということでございます。もう、ここにきて先ほど町民課長の方から答弁をさせていただきましたけれども、もう、今あるタイプライターの機械設備が作られていないということでありまして、実は2、3年前にも部品が調達できなくなるのではないかと、ところまであって、管内で連絡を取り合ってその態勢を凶ってきたところでありまして、ほぼ限界にきているという状況であります。そこで、今、この戸籍の電算化にかかる算定、どのくらいかかるのか。単年度であればどのくらいかかって、リースでやればどのくらいになるのかというようなこと、それから作業の工程。実は1億円を超えるのではないかと概算の数字が上がってきておりますけれども、その作業は機械設備もさることながら、厚岸町の場合は歴史が古いために戸籍の本数が非常に多いと、それを人的に打ち込んでいかなければならないという膨大な作業が実はありまして、そこで人的な雇用が凶られるというふうに考えております。ただし、これも経験者でなければ、経験者といえますかキーボードをきちっと操作できる人でなければという限定は付きますけれども、そういう考えであります。今ここでこの交付金を活用しないで、この時期を逸してしまった

ら、厚岸町はまるまるこの1億円のお金を一般財源で措置しなければならないという状況があります。そうなりますと、他のやらなければならない事務事業に影響が及んでいくということがありまして、そういう状況を勘案しましてこの臨時交付金というものを充当して、今やるのが適切ではないかというふうに判断をしているところであります。これに関わる予算につきましては、秋までに精査をしまして議会の方に上程をさせていただきたい、このように考えております。

●委員長（菊池委員） 10番さん、いいですね。はい。総体的に他にございませんか。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） 必要性と財源の話はわかりました。ただ、ちょっと問題点を明確にするために改めて重複するような事を聞きますので勘弁してください。戸籍事務というのはかつて機関委任事務でしたよね。現在も戸籍に関しては全国统一、国の委任事務って言ったかな、そういうもので行われている事務であって、町村の固有事務ではないですよ。その点をまず、明確に。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 今現在は、国の法定受託事務ということになってございます。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） そうしますと、戸籍に関しては国の仕事なんですよ。その国の仕事に関するデータについては、このようなちっぽけな町でも、厚岸町でも1億円のお金をかけて作れというのが、国の言い方であるということを確認に、まず、お答えいただきたい。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 確かに、法定受託事務ということで基本的には国の事務ということではありますが、実際にこの事務を行っているわけですので実際の原本、それから副本は法務局ですけれどもあります。その中の事務を進めていく中で必要な部分での今回の戸籍電算化ということで、本来的には国が責任をもってやっていただきたいというふうに私も思いますけれども、実際にはそうはなっていないという中で最後までうちがこのままでいけるかということには、今現在なっていないという状況でございます。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） 理屈はともかく、現実はどうだいう話を聞いているんじゃないんです。あるべき姿はどうなんだ、厚岸町としてはどう考えるんだって聞いているんです。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

[休憩 午前11時56分]

[再開 午前11時56分]

●委員長（菊池委員） 再開します。

●副町長（大沼副町長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 町としましては、これは国の事務でありますから、たとえば国政レベルの選挙事務のようにきちっとした形で町にその財源措置をすべきであるというのが我々の考えであります。国はこれを一般財源化しているというふうに言ってきておりますけれども、これを、一般財源化を、この事業に充当するとすれば何十年先までこれをため込まないとこの事業ができないという状況になっております。このことについては、国についてもおかしいんじゃないかということは申し上げておりますけれども、実際には我々の望む財源措置がなされていないというのが実情でございます。

●13番（室崎委員） はい、結構です。

●委員長（菊池委員） 以上で質疑を終わります。他にないですね。ないですか。

●委員長（菊池委員） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。本案は討論を省略し原案の通り可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（菊池委員） 以上で平成21年度補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算の審査は全部終了しました。よって平成21年度補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後11時58分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年 7月31日

平成21年度補正予算審査特別委員会

委員長
